

令和7年度

いじめ防止基本方針

宮崎県立延岡青朋高等学校 通信制課程

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の「教育を受ける権利をおよび人権を著しく侵害」し、その心身の健全な成長及び人格の形成に長期にわたって重大な影響を与えるのみならず、生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

近年、SNSトラブルや動画サイトへの投稿によるいじめはますます複雑化、潜在化する状況にある。そこで、生徒の尊厳を保持する目的のため、学校・地域住民・保護者・家庭その他の関係者の連携の下、いじめ問題に取り組むことが求められている。

こうした状況の中、平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」が公布され、平成26年2月に「宮崎県いじめ防止基本方針」が策定（平成29年7月に改訂）されたことを受け、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針として「宮崎県立延岡青朋高等学校通信制課程いじめ防止基本方針」を定める。

目 次

第1章 いじめの定義

第2章 いじめ未然防止のための基本事項

1. いじめの未然防止に関する基本的な考え方
2. いじめの未然防止等を図る組織
3. いじめの未然防止に関する取組
4. ネット上いじめへの予防と対応
5. いじめの未然防止に関する家庭や地域との連携
6. 関係機関との連携

第3章 いじめの早期発見

1. いじめの早期発見に関する考え方
2. いじめの早期発見に関する取組

第4章 いじめへの組織的対応

1. いじめがあると「疑われるとき」の対応
2. いじめが「確認された場合」の対応
3. いじめを目撃、現認した場合の対応

第5章 重大事態について

1. 重大事態とは
2. 重大事態への対応

第6章 指導および支援上の留意事項

1. 生徒への指導および支援
2. 組織的な指導体制
3. 校内研修の充実
4. 校務の効率化
5. 学校におけるいじめの未然防止等の取組の点検・充実
6. 家庭や地域との連携
7. 関係機関との連携

第7章 基本方針の点検と見直し

【参考資料】資料1～7

第1章 いじめの定義

生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。 — いじめ防止対策推進法 第2条 第1項 —

また、いじめと言われる行為には、民法の損害賠償に該当する行為や刑法に抵触する犯罪が行われている場合も少なくない。

第2章 いじめの未然防止策の基本的事項

1. いじめの未然防止等に関する基本的な考え方

未然防止とは、将来のリスクに気付いて対策し、実害のあるトラブル・事故を未然に防ぐことであり、ここに「未然防止」の価値がある。「いじめの未然防止の基本」は、生徒が、友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくことである。

この取組を積極的に進めるため、顕在化していない生徒の課題を積極的に発見する試みと、明らかになった課題を解決していくための教育課程の策定と実行が必要である。

尚、この結果の検証については、日常的に生徒の行動の様子を把握し、定期的なアンケートなどをおこない検証し、どのような改善などを行うのかを定期的に検討し、PDCAサイクルに基づく取組を継続することが重要である。

2. いじめの未然防止等を図る組織

「いじめの疑いに関する情報」を的確に共有し、共有された情報をもとに組織的に対応できる組織として、

- ① いじめの未然防止を目的の1つに掲げる「人権教育推進委員会」を定期的に開催する。
- ② いじめ発生時は、特別支援委員会を「いじめ対策委員会」に切り替え、緊急対策会議を開催する。

【人権教育推進委員会】

教頭、人権教育推進リーダー（主幹）、生徒指導主事、進路指導主事、高等学校カウンセラー

本校主任、協力校主任、人権教育担当者（各校務分掌）・特別支援コーディネーター

以上の構成員を以て構成する。

3. いじめの未然防止等に関する取組

【 教職員の連携と情報共有 】

- ① 「いじめは絶対に許されない行為である。」という前提のもと、学校全体でいじめ問題に 真剣に取り組むという強い意志を示す。
- ② 相談のための体制や相談しやすい雰囲気を作り上げ、更に、相談された事案については真摯に向き合う。
- ③ 担任の目だけではなく、複数の教職員の目で生徒を見守ることで、いじめに発展しそうな ケースの早期発見に努める。

《具体的な方策》

- ・指導方針の共通理解と共通実践
- ・教科担任、部活動顧問等との連携
- ・養護教諭、教育相談担当、スクールカウンセラー・ハートサポーターとの連携
- ・人権教育推進委員会・特別支援委員会などでも定期的な情報共有の場を設定
- ・「年3回のいじめアンケート」を実施し、その結果を分析、検証した上で通教などを通し、保護者に結果を報告し、検証を行うなど

【 未然防止の計画的活動 】

- ① 学校の教育活動全般を通じ、「いじめは決して許されない行為である（刑法犯にもなる）」ことの理解をさせる。
- ② 豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。
- ③ 心の通う対人関係を構築できる社会性を育み、いじめを生まない土壤をつくるための継続的な取組をする。
- ④ 全ての生徒が安心でき、自己有用感や自己肯定感を育み、規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てられる学校生活づくりを行う。

《具体的な方策》

- ・分かりやすいスクーリングづくりや一人一人が活躍できる集団づくりを進める
- ・スクーリングや行事、通教青朋（広報誌）を通し、いじめの未然防止に関わる学校の方針を示し、「いじめは決して許されない行為」という意識の醸成を図る。
- ・スクーリング・行事等を通して、道徳教育や情報モラル教育を実施し、人権感覚を育み、豊かな人間関係づくりのためのコミュニケーション能力の向上を図る。
- ・いじめの背景にあるストレスや不安要因を解消するため、日常的に生徒に寄り添い生徒一人一人の意識を把握し、「ストレスに適切に対処できる力を育む指導」や豊かな人間性の育成に努める。

4. 「ネットいじめ」への予防と対応

【「ネットいじめ」の概念】

ソーシャルメディアなどで誹謗中傷などの嫌がらせを受けたり、なりすましアカウントを作られ嫌がらせ等をされたりするもの。実際にLINEでのトラブルなどネットが関連し、自殺や殺人などの被害に遭ったケースが多くなっている。

なお、最適な予防、対処法はないため、ある事象においての対策法が効果的だったとしても、他のケースではかえっていじめを深く潜らせてしまったというケースもあることを留意しておく必要がある。

《具体的事例の一部（名誉毀損や侮辱罪などの犯罪に該当する）》

- ・特定の個人を誹謗中傷／悪意を持った偽情報の拡散／恥ずかしい写真を投稿
- ・メッセージ・プラットフォーム上で傷つけたり、脅迫するようなメッセージを送る
- ・特定の個人になりすまし、悪質なメッセージを他の誰かに送るなどの社会的信用を貶める行為を受ける。

【「ネットいじめ」の予防】

- ア. フィルタリングや保護者の見守りなどについて、保護者への啓発を図る。
- イ. 教科指導、LHR等における情報モラル教育の充実を図る。
- ウ. インターネット利用に関する職員研修を実施する。

【「ネットいじめ」の早期発見および対処】

- ア. 被害者からの訴えや閲覧者からの情報などにより、ネットいじめの把握に努める。
- イ. 被害者からの訴えや閲覧者からの情報、不当な書き込みを発見・得た職員は、「第4章 いじめ発生時の対応と措置」に則り、報告を直ちに行う。
- ウ. 管理職の指揮のもと、組織的に適切かつ迅速な対応を慎重に行う。

【対応の留意点】

- ① 「ネットいじめ」と思われる情報が入り次第、被害生徒のおかれた状況、事案内容などの確認を、直接本人から行いながら、記録を確実に取る。
尚、生徒が保護者に、秘密にしておいて欲しいと要望した場合でも、必ず保護者に情報共有を行う。
- 注意事項：被害生徒の性別や特性に配慮を忘れず、最低でも、2人1組で聴取すること。**

- ② 「誹謗中傷やいじめの証拠となる該当の書き込みなど」を、消去させずスクリーンショットなどにて、全て保存させる。(最優先事項)

「証拠保存をする理由」

- ・いじめを認定するための客観的な物的証拠になる。
- ・書き込みの削除依頼をする時にも証拠が必要である。
- ・名誉毀損罪や侮辱罪などで刑事責任を問う場合の証拠となる。

「データの保存指示を出すときの留意事項」

- ア. 書き込みが誹謗中傷やいじめに該当するとわかるよう、前後の文脈やそこに至るまでの流れを確実に保存させる。(事実検証を行うときに、証拠不十分と判断されることを避けるため。)
- イ. 可能な限り、URL／撮影日時／投稿者 ID／番号／投稿日時などが分かるように保存させる。
- ウ. 「SNS でも」、URL／撮影日時／アカウント名やアカウントのアイコン／投稿日時などがわかるよう、スクリーンショットにて、保存させる。

③ 「ネットいじめ」の被害者と認定された場合(双方が加害者で、被害者である場合もある)

⇒「第4章 いじめ発生時の対応」に則り、組織的に、適切かつ迅速な対応を慎重に行う。

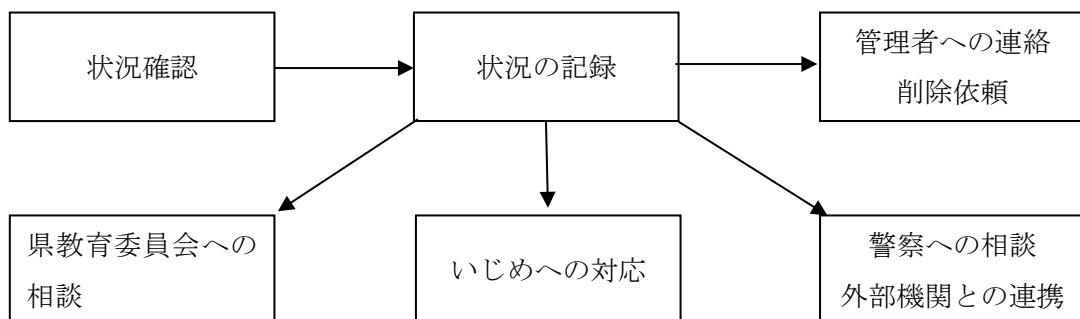
④ 「ネットいじめ」は、未成年者の場合、契約者=保護者の協力が必須である為、保護者と協働して対応に当たる。

⑤ 犯罪として取り扱われるべき相当の内容であった場合、直ちに警察に相談・通報を行い適切な連携や援助を求める。

特に、児童ポルノ関連については、一刻を争う事態も生じることから、被害の拡大を防ぐため、直ちに警察に相談・通報をおこない連携して対応をする。

※ 重大ないじめ事案や犯罪行為は、学校が警察に相談・通報を行うことが、法令上、求められている。

(参照: 4 文科初大 2121 号 令和 5 年 2 月 7 日 いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携などの徹底について)



5. いじめの未然防止に関する家庭や地域との連携

- ・学校基本方針を、HPへ掲載する等により、保護者や地域住民が内容を確認できるようにする。
- ・いじめの未然防止に関わる学校の方針を示し、家庭や地域とともに「いじめは決して許されない」という意識の醸成を図る。
- ・いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、いじめを生まない土壤構築のため、実生活を過ごす家庭や地域の中で、心の通う対人関係を構築できる社会性を育む必要性を共通認識し、関係者が一体となった継続的な取組が必要であることを通教青朋（広報誌）や延通会（保護者組織）を通して、啓発を行う。
- ・生徒や保護者、地域へ、相談ダイヤル連絡先などの周知、広報を行う。
- ・生徒の些細な変化など、より多くの情報を収集し、正確な状況把握に努め、気になる場合はきめ細かく家庭と連携し、情報を共有する
- ・特に配慮が必要な生徒については、当該生徒の特性を踏まえた適切な配慮を行うため、全職員がその特性や背景を把握し、共通理解を図り、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を行う。
- ・家庭や地域の声に耳を傾けながら、学校評議員を活用し、地域と一緒にいじめの防止、早期発見に努める。

6. 関係機関との連携

- ・在籍する生徒がいじめを受けていると思われる場合に、適切かつ迅速に連携できるよう、平素から児童相談所やその他の関係機関との連絡を行い、情報共有体制を構築しておく。
- ・関連機関の連携・活用の在り方などについては、「いじめ対策員会で議論」し、校長判断により決定する。

第3章 いじめの早期発見

I. いじめの早期発見に関する考え方

「いじめの早期発見」は、いじめの未然予防にもつながる上、いじめ発生時の迅速な対応、早期解決へ向けての重要な要素である。

しかし、「いじめは、見えにくい構造」をしており、見ようとしても見えない部分もある。「いじめの早期発見」を実現し、生徒の安心・安全な学校生活を保持するためにも、いじめの兆候にいち早く気がつくことが肝要である。

2. いじめの早期発見に関する取組

いじめは目に付きにくい時間や場所で行われ、遊びやふざけ合いを装い行われるなど、気が付きにくい状況や判断しづらい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、「いじめであるかもしれない」という観点で、早い段階から生徒と関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的にいじめを察知、認知するための取組を実施する。

【具体的な取組】

- ① 具体的な事例研究をもととした、職員研修等を通し、生徒のささいな変化に気づく「いじめの認知能力を高める研修」を行う。
- ② いじめを訴えやすい環境を整える。
 - ・年間3回(7月／10月／2月)に、いじめアンケートを実施。
 - ・学校カウンセラーやハートサポーターなどの相談窓口を生徒および保護者に周知する。
- ③ 職員研修会等を通し、配慮を必要とする生徒についての情報を職員で共有する。
- ④ 延通会(保護者会)や花想会(保護者との懇談会)或いは保護者との面談を通して周知する。
- ⑤ 生徒を傍観者にさせないための人権教育の充実を図る。
- ⑥ 全職員および家庭が連携し、取組をする。

第4章 いじめへの組織的対応（法的根拠：いじめ防止対策推進法 第23条）

【いじめ対策委員会】

- ① いじめ発生時に教頭を主幹とした「特別支援委員会」を「いじめ対策委員会」とし、招集する。なお、同委員会にて、事案の解決に向け、組織的対応をおこなう。
- ② 本委員会は、教頭を主幹とし、教務主任・生徒指導主事・学校カウンセラー・特別支援コーディネーター・養護教諭・（当該本校／協力校主任・学級担任）を以て構成する。
- ③ 学校いじめ防止基本方針の改訂や学校いじめ防止プログラム、早期発見・事案対処マニュアルの作成と実施状況の確認、校内研修会の企画と運営、配慮や支援の必要な生徒を「いじめ対策委員会」に報告等を行う。

1. いじめがあると「疑われるとき」の対応

【生徒の安全確保】

- ・「いじめを受けている疑いのある生徒」や「いじめの通報や相談をしてきた生徒」の安全確保を直ちに行う。

【報告／連絡】

- ・職員は一人若しくは少数の職員で抱え込みず、速やかに担任及び本校主任／協力校主任／生徒指導主事／管理職に報告する。

【実態把握・事実関係の調査・報告】

- ・「いじめ対策委員会」を速やかに開催し、いじめの有無にかかる調査を行い、その結果を学校長に報告する。なお、いじめがあるとか確認された場合、下記のフェーズに移行する。

2. いじめが「確認された場合」の対応

【生徒の安全確保】

- ・「いじめを受けている生徒」の安全確保を直ちに行う。

【報告／連絡】

- ・職員は、一人若しくは少数の職員で抱え込みず、速やかに担任及び本校主任／協力校主任／生徒指導主事／管理職に報告する。

【実態把握・事実関係の調査・報告】

- ① 「いじめ対策委員会」を直ちに開催し、速やかに実態把握や事実関係の調査、情報収集にあたる。

【注意事項】

調査等の聞き取りに当たっては、生徒が事実を話をしやすい担当職員を選任する。

「加害生徒」に対しても、事情や事実を調査・確認するなど、必ず組織的で適切な対応を行う。

- ② 事案に関する記録は、必ず時系列に記録し、5W3H（日時、場所、誰が、誰に、何を、どれぐらい（数量／回数）、どのようにされたか（状況）、理由、その他等）をもとに、確認できたことを、文書に整理し、教頭に報告する。

【注意事項】

報告書の作成においては、「事実／被害生徒・加害生徒の思いや考え」を職員の私見を交えず、限りなく正確に記録し、公平性、中立性が確保された客観的なエビデンスに基づき適切な判断・対応ができるようにしておく。

【情報共有】

- ・「いじめ対策委員会」による事実関係の調査・確認を整理したものを、事実関係が把握された時点で、事案に係る情報を、「加害生徒・被害生徒双方の保護者」と共有する。
- ・また、全職員で情報共有を行い、共通認識を形成する。

【組織的対応】

- ① 教頭は「いじめ対策委員会」で対応・指導及び支援方針を検討し、組織的な指導体制を編成し、事案解決に向けた対応、指導及び支援などの指揮を執り行う。
- ② 事案に応じ、県教育委員会や所轄の警察署、関係機関と連携して対処する。
- ③ いじめをやめさせるとともに、再発防止のため、被害生徒および保護者への支援や、加害生徒への指導および保護者への助言を継続的に行う。

【関係機関への報告／連携】

- ① 校長は県教育委員会への報告を速やかに行う。
- ② 生命や身体財産への被害などいじめが犯罪行為であると認められる場合、所轄警察署へ通報し、警察署と連携して対応する。
- ③ 事案によっては、学校の指導範疇を超えている場合もあるため、管理職を中心に対応できる限界を見極め、場合によっては、関係機関にゆだねる。

【継続指導・経過観察】

- ・全教職員で見届けや見守りを行い、いじめの再発防止に努める。

3. いじめを目撃、現認した場合の対応

日常の観察の中でいじめと思われる事案を目撃した場合、職員は、「これぐらい」という認識をせず、直ちに加害行為を止めさせる。その後、「2. いじめが「確認された場合」の対応」に則り、組織的な対応を行う。

第5章 重大事態について

I. 重大事態とは

① いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき=「生命心身財産重大事態」

- ア. 生徒が自殺を企図した場合
- ウ. 金品等に重大な被害を被った場合
- オ. いじめにより転学等を余儀なくされた場合

- イ. 心身に重大な傷害を負った場合
- エ. 精神性の疾患を発症した場合

② いじめにより「相当の期間」学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき=「不登校重大事態」
※「相当の期間」=年間 30 日が目安

いじめ事案が上記の状況にある場合、重大事態として直ちに、校長が県教育委員会に報告すると共に、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織（宮崎県いじめ問題対策委員会）と協力して対処する。

2. 重大事態の取扱

【 県教委への報告 】

- ・重大事態の「疑い」が生じた段階や重大事態と思われる事案を学校が認知した場合
- ・被害生徒や保護者から「いじめられて、重大事態に至った」という申立てがあったとき

以上の場合、「令和 2 年 6 月 宮崎県教育委員会作成 生徒指導資料 いじめ・不登校など生徒指導上の諸課題への対応」P41 のフロー図に則り、県教委へ第 1 報を入れる。

【 重大事態の判断 】

- ・「生命心身財産重大事態」に該当する「疑い」がある事案については、学校からの第 1 報をもとに、県教委が判断する。

【 調査委員会による調査前の学校側の調査 】

重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じ段階で調査を開始する。

また、被害生徒や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったとき（人間関係が原因で心身の異常や変化を訴える申立て等の「いじめ」という言葉を使わない場合を含む。）は、その時点で学校が「いじめの因果関係がない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

※ 客観的かつ合理的に「いじめとの因果関係がないと確実に立証できない場合」、いじめが要因で「生命心身財産重大事態」の状態になったと認定された事案もある。

※ 被害児童生徒や保護者からの申立ては、学校が知り得ない極めて重要な情報である可能性がある場合もあることから、調査をしないまま、重大事態ではないとは言い切れないことに留意する。

事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、個人情報の保護に配慮しつつ、適時・適切な方法で説明する。

【 重大事態への対応 】

- ・県教委に相談をし、丁寧な情報収集を行い客観的な情報をもとに慎重かつ合理的な判断、対応を講じる。

第6章 指導および支援上の留意事項

I. 生徒への指導および支援

生徒への指導及び支援を行うに当たっては、以下の点に留意して対処する。

① 「被害生徒」とその〈保護者〉への対応・支援

「被害生徒」への対応・支援

被害生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くと共に全力で守り抜くという
「被害生徒の立場」で、継続的に支援していく。

- ア. 安全・安心を確保する。
- イ. 心のケアを図る。
- ウ. 今後の対策について、共に考える。
- エ. 活動の場等を設定し、認め、励ます。

「被害生徒」の〈保護者〉への対応・支援

- ・いじめの事実が確認された場合、その日のうちに事実関係を正確に説明した上、学校の方針を明確に説明する。
- ・複数の職員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、できるだけ不安を除去し、今後の対応について合意形成を図り、安心感を与えられるようにする。
- ・カウンセリングマインドの則り、保護者の話を聞く。
- ・苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す。
- ・親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める。
- ・今後の生活の在り方など、具体的な話を進めていく。
- ・保護者との信頼関係を気づくことが難しい場合は、スクールソポーターなどを状況に応じて活用する。

② 「加害生徒」への指導とその〈保護者〉への対応・支援

「加害生徒」への対応・支援

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、加害生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることが出来るようとする指導・対応を根気強く行い自らの行為を反省させる。

- ア. 適切に状況と加害事実を確認する。
- イ. 加害行為の背景や要因の理解に努める。
- ウ. 被害生徒やその保護者の悲しみや怒りの気持ちを理解させる。
- エ. 望ましい人間関係づくりに努める。
- オ. 加害生徒の抱える課題についてSC・SSWと連携して適切なアセスメントを行う。
- カ. 特別な配慮を必要とする場合、SC・SSW・外部の専門機関（法務少年支援センターなど）を活用し、指導・適切な支援を行う。

「加害生徒」の〈保護者〉への対応・支援

- ア. じっくりと話を聞く。
- イ. 親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める。
- ウ. 今後の生活の在り方など、具体的な話を進めていく。
- エ. 特別な配慮を必要とする場合、SC・SSW・外部の専門機関（法務少年支援センターなど）の活用等、相談窓口としての外部機関などと繋ぐ、もしくは紹介を行う。

2. 組織的な指導体制

- ① 全職員による組織的な取り組みを行うため、指導の一貫性を図る。
- ② ①を実現するため、共通認識や役割分担を明確にし、役割に応じて指導を行う。
- ③ ①②を齟齬なく行うために、事案に関する記録は、時系列に記録し、「事実／被害生徒・加害生徒の思いや考え」を職員の私見を交えず、限りなく正確に記録し、客観的なエビデンスに基づき適切な判断・対応ができるようにしておく。
- ④ 職員、保護者、関連機関との間で組織的かつ綿密な連携が取れるように情報の共有は、密にしておく。

上記の①～④を実現するため、職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深め組織的対応を可能にするための共通認識、情報共有、体制整備を行う。

3. 校内研修の充実

- ・第3章 いじめの早期発見 2. いじめの早期発見に関する取組 【具体的な取組】①を参照
- ・具体的な事例研究をもとに、コーディネーターや臨床心理士、カウンセラー等の専門家を講師による「教職員一人一人が、様々なスキルや指導方法を身に付けることができる研修」や「指導力やいじめの認知能力を高める研修」を、計画的に実施する。

4. 校務の効率化

教職員が、生徒と向き合い相談しやすい環境や時間を作り、いじめの未然防止等に適切に取り組ことが出来るようになるため、一部の教職員に過重な負担がかからないよう業務の適正化、組織体制をの整備などをを行い校務の効率化を図る。

5. 学校におけるいじめの未然防止等の取組の点検・充実

学校におけるいじめの実態把握のための取組状況を点検すると共に、県教育委員会が作成している「生徒指導資料 いじめ・不登校等 生徒指導上の諸課題への対応（令和2年6月作成）」・「生徒にとって魅力ある学校づくりのためのチェックポイント」・「いじめ問題への取組に関するチェックシート」等の活用を通じ、学校におけるいじめ未然防止等の取組の充実を目指す。

6. 地域や家庭との連携

- ・いじめは、学校だけの対応では、解決が困難な場合があるため、情報交換だけでなく、家庭との一体的な対応をしていく。
- ・社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促すため、地域や家庭との連携が必要である。延通会（保護者会）や学校評議員、地域の関係団体等と、いじめについて協議、連携、協働する機会を設ける。

7. 関係機関との連携

- ① 加害生徒に対して、必要な指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難な場合、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）との適切な連携が必要である。
そのため、平素から関係機関との人的交流や連絡を行い情報共有体制を構築しておく。
- ② 必要に応じて、医療機関などの専門機関、法務局など学校外の相談窓口について連携を図る。具体的な連携の概要については、下記に記載する。
- ③ 事案内容によっては、学校の指導の範囲・限界を超える事案もある。その場合は、適切な関係機関に委ねる必要がある。その場合、「いじめ対策員会」にて議論し、最終判断は校長が判断する。

「教育委員会との連携」

- ア. 関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法
- イ. 関係機関との調整
- ウ. スクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）との連携

「警察との連携」

- ア. 心身や財産に重大な被害が疑われる場合
- イ. 犯罪等の違法行為がある場合

「福祉関係との連携」

- ア. 家庭の養育に関する指導・助言
- イ. 生徒の家庭生活・家庭環境の状況把握

「医療機関との連携」

- ア. 精神保健に関する相談
- イ. 精神症状についての治療・指導・助言

第7章 基本方針の点検と見直し

国や県の指針や動向、社会の変化や学校の課題等に応じるため、定期的に改善や見直しに努め、校長が見直しの必要があると認めたときは、必要な措置を講じる。さらに、「学校の基本方針」について、ホームページ上で公表する。

資料1

学校いじめ防止プログラム

月	未然防止				早期発見・早期対応		保護者・地域との連携	PDCA
	学校行事	生徒の活動	特別活動	職員研修	アンケートや教育相談	人権教育推進委員会		
4	入学式 始業式 健康診断 (新入学生)		チャレンジスクール (SST)	【前期】 配慮を要する生徒について研修 毎月、臨床心理士の方のアドバイスを職員間で共通理解	教育相談： 随時実施 臨床心理士による教育相談が毎月1回	毎月、生徒活動状況報告書をクラス毎に提出 ①アンケートの分析と改善案作成 ②人権教育委員会を隨時実施し、いじめ問題等を把握 ③緊急事案が発生した場合、対策会議を開催	保護者に本校月刊誌の「通教延岡青朋」を郵送、配付 延通会総会(保護者会) 花想会 各地区開催 第1回学 校運営 協議会	計画・目標作成 行事ごとの職員アンケート実施
5	健康診断 (前年度からの在籍生)	人権学習		人権教育研修				
6	県定通体育大会	LHR (SST) 人権学習						第1回学 校運営 協議会
7	校内生活体験発表大会 進路ガイダンス	LHR (SST)			第1回 いじめ アンケート			
8	前期 テスト		LHR SNSの マナー	いじめアンケート分析 と 取組改善		①アンケートの分析と改善案作成 ②人権教育委員会を隨時実施し、いじめ問題等を把握 ③緊急事案が発生した場合、対策会議を開催	花想会 各地区開催 第2回学 校運営 協議会	中間評価 と 取組改善
9	前期卒業式							
10	転編籍入学 許可式 県定通生活体験発表大会 スポーツフェスタ			【後期】 配慮を要する生徒について研修 人権教育研修				
11	生徒会役員 退任命式 避難訓練 進路講演会	LHR (SST) 人権学習	チャレンジスクール (SST)		第2回 いじめ アンケート	花想会 各地区開催		
12		LHR (SST) 人権学習		いじめアンケート分析 と 取組改善				
1	後期 テスト	LHR(携 帯電話に ついて)						
2	次年度 受講指導				生徒理解 アンケート			年間評価
3	後期卒業式 終業式							第3回学 校運営 協議会
								次年度 計画作成

資料2

学校におけるいじめ防止等のための職務別ポイント

1 いじめ防止のための措置

(全職員)

- ・日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体で醸成。
- ・はやしたてたり見て見ぬふりをしたりする行為もいじめを肯定していることを理解させ、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ・一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりを進める。
- ・教職員の不適切な認識や言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。

(養護教諭)

- ・学校保健委員会等の学校の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる。

(生徒指導担当教員)

- ・いじめの問題について 校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、教職員間の共通理解を図る。
- ・日頃から関係機関等を定期的に訪問し、情報交換や連携に取り組む。

(管理職)

- ・全校集会・行事などで校長が日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは 人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成する。
- ・学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動体験活動などの推進等に計画的に取り組む。
- ・生徒が 自尊感情を高められる場面や、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けるよう教職員に働きかける。
- ・いじめの問題に生徒らが主体的に参加する取組を推進する。(例えば、生徒会によるいじめ撲滅の宣言など)

2 早期発見のための措置

(全職員)

- ・日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- ・日常的に生徒に声をかけ、雑談や日記等を活用して 交友関係や悩みを把握する。
- ・個人面談や家庭訪問の機会を活用し、教育相談を行う。

(養護教諭)

- ・保健室を利用する生徒との雑談の中などで、その様子に目を配るとともに、いつもと何か違うと感じたときは、その機会を捉え、悩みを聞く。

(生徒指導担当教員)

- ・定期的なアンケート調査や教育相談の実施等に計画的に取り組む。
- ・教育相談による相談室の利用、電話相談窓口について周知する。
- ・休み時間や昼休みの校内巡回や、放課後の巡回等において、生徒が生活する場の異常の有無を確認する。

(管理職)

- ・生徒及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
- ・学校における教育相談が、児童生徒の悩みを積極的に受け止められる体制となり適切に機能しているか、定期的に点検する。

3 いじめに対する措置

① 情報を集める

(全職員)

- ・いじめと疑われる行為を発見した場合、即時その行為を止める。(暴力を伴ういじめの場合は、複数の教員が直ちに現場に駆けつける)
- ・生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- ・発見・通報を受けた場合は、速やかに関係生徒から聞き取るなどして、いじめの正確な実態把握を行う。その際、他の生徒の目に触れないよう、聞き取りの場所、時間等に慎重な配慮を行う。
- ・いじめた生徒が複数いる場合は、同時刻にかつ個別に聞き取りを行う。
- ・教職員、生徒、保護者、地域住民、その他からいじめの情報を集める。その際、得られた情報は確実に記録に残す。
- ・1つの事象にとらわれ過ぎず、いじめの全体像を把握する。

② 指導・支援体制 (いじめ防止等の対策のための組織) *以下、「組織」という

- ・正確な実態把握に基づき、指導・支援体制を組む。(学級担任等、養護教諭、生徒指導担当教員、管理職などで役割を分担)

- ・いじめられた生徒や、いじめた生徒への対応
 - ・保護者への対応
 - ・教育委員会や関係機関等との連携の必要性の有無等

- ・ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりを持つ。
- ・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ・現状を常に把握し、隨時、指導・支援体制に修正を加え、「組織」でより適切に対応する。

③ 生徒への指導・支援

(いじめられた生徒への対応)

- ・いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するとともに、いじめられた生徒に対し、徹底して守り通すことを伝え、不安を除去する。
- ・いじめられた生徒にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族、地域の人等)と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。
- ・いじめられている生徒に「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。

(いじめた生徒への対応)

- ・いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・必要に応じて、いじめた生徒を別室において指導したり、出席停止制度を活用したりして、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図る。
- ・いじめた生徒に指導を行っても十分な効果を上げることが困難である場合は、所轄警察署等とも連携して対応する。
- ・いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向ける。
- ・不満やストレス(交友関係 や学習、進路、家庭の悩み等)があっても、いじめに向かうのではなく、運動や読書などで的確に発散できる術を身につける。

(学級担任等)

- ・いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる。
- ・いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めさせることはできなくとも、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- ・はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

(組織)

- ・状況に応じて、臨床心理士・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、警察官経験者等の協力を得るなど、対応に困難がある場合のサポート体制を整えておく。
- ・いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れる必要な支援を行う。
- ・指導記録等を確実に保存し、児童生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継ぎを行う。

④ 保護者との連携

(学級担任を含む複数の教員)

- ・家庭訪問（加害者と被害者双方に学級担任を中心として複数人数で対応）等により、迅速に事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。
- ・いじめられた生徒を徹底して守り通すことや 秘密を守ることを伝え、できる限り保護者の不安を除去する。
- ・事実確認のための聞き取りやアンケート等により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。

資料3

いじめられた生徒・いじめた生徒に見られるサイン**I. いじめられた生徒のサインの例**

いじめられた生徒は自分から言い出せないことが多い。複数の教職員が、複数の場面で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことを大切にする。

場面	サイン
スクーリング 学習会 チャレンジスクール 部活動等の登校時	<ul style="list-style-type: none"> ・レポートなど提出物の期限が守れない。 ・教職員と視線が合わず、うつむいている。 ・体調不良を訴える。 ・提出物を忘れたり、期限に遅れたりする。 ・職員室・教室になかなか入れない。 ・名札等の着用を躊躇する
スクーリング等の授業中	<ul style="list-style-type: none"> ・保健室・トイレに行くようになる。 ・教材等の忘れ物が目立つ。 ・教科書・ノートに汚れがある。 ・教職員や生徒の発言などに対して、突然個人名が出される。 ・突然大声を出したり、自分の机椅子を揺らしたりする。
休み時間等	<ul style="list-style-type: none"> ・用のない場所にいることが多い。 ・ふざけ合っていても、表情がさえない。 ・衣服の汚れ等がある。 ・いつも一人でいる ・いつもスマホ・携帯を見ている
放課後・休日等	<ul style="list-style-type: none"> ・慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている。 ・持ち物がなくなり、持ち物をいたずらされたりする。 ・一人で部活動の準備、片付けをしている。 ・学習室で一人ぼんやりしている。

2. いじめた生徒のサインの例

いじめた生徒がいることに気がついたら、積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションをとる機会を増やし、状況を把握する。

サイン
<ul style="list-style-type: none"> ・教室等において仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。 ・ある生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている。 ・教職員が近づくと、不自然に分散したりする。 ・自己中心的な言動が目立つ。 ・集団の中心的な存在の生徒がいる。

資料4

教室や家庭でのいじめのサイン**I. 教室でのサインの例**

教室内がいじめの場所となることが多い。教職員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通りに注意を払ったりするなど、サインを見逃さないようにする。

サイン
<ul style="list-style-type: none"> ・嫌なあだ名が聞こえてくる。 ・同じ教室で、スクーリング授業を受けることを嫌がる。 ・何か起こると特定の生徒の名前が出る。 ・筆記用具等の貸し借りが多い。
<ul style="list-style-type: none"> ・壁、掲示板等にいたずら、落書きがある。 ・揃えてある机や椅子等が、乱雑になっている。

2. 家庭でのサインの例

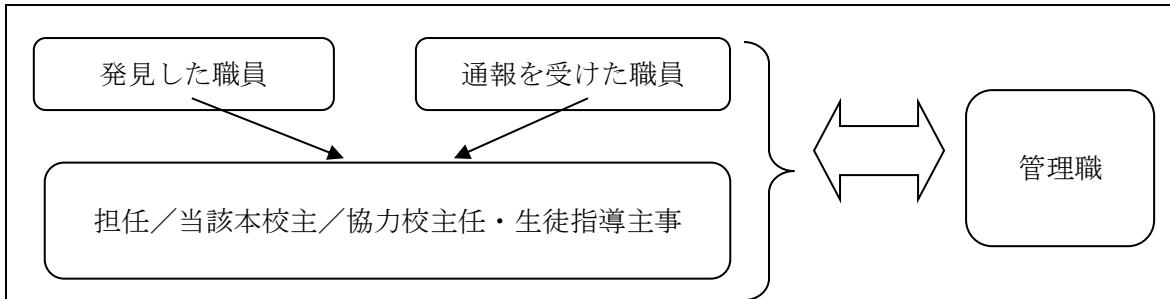
生徒は、家庭でも多くのサインを出している。生徒の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすい。以下のサインが見られたら、学校との連携が図れるよう保護者に伝えておくことが大切である。

サイン
<ul style="list-style-type: none"> ・学校や友人のことを話さなくなる。 ・友人やクラスの不平・不満を口にすることが多くなる。 ・朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。 ・電話に出たがらななかったり、友人からの誘いを断ったりする。 ・受信したメールをこそぞ見たり、電話におびえたりする。 ・不審な電話やメールがある。 ・遊ぶ友達が急に変わる。 ・部屋に閉じこもったり、家から出なったりする。
<ul style="list-style-type: none"> ・理由のはっきりしない衣服の汚れがある。 ・理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。 ・スクーリング日になると体調不良を訴える。 ・食欲不振・不眠を訴える。
<ul style="list-style-type: none"> ・学習時間が減る。 ・レポートの提出が滞る。
<ul style="list-style-type: none"> ・持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。 ・自転車がよくパンクする。 ・家庭の品物・金銭がなくなる。 ・大きな額の金銭を欲しがる。

資料5

いじめに対する措置（緊急時の組織的対応）

1. いじめの発見・通報を受けたときの対応



2. 情報の共有と連携

